

第5回

杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会 議 事 録

平成 29 年 3 月 23 日 (木)

	第5回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会	
日時	平成29年3月23日(木) 午後3時～午後4時	
場所	杉並区役所 分庁舎4階 会議室(A・B)	
出席者	委員	高見澤、小笠原、幸田、正木、松枝、鈴木
	条例第13条による出席者	なし
	説明員(区)	土木担当部長 狭あい道路整備担当課長 副参事(特命事項担当)
傍聴	なし	
配布資料	事前	資料1 平成28年度 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の開催状況 資料2 重点整備路線の取り組みについて (付属資料) 重点整備路線周知チラシ 資料3 支障物件の取り組みについて (付属資料) 支障物件設置禁止周知チラシ 資料4 狭あい道路拡幅整備事業の実績 資料5 狭あい道路拡幅整備事業に関する周知・PR活動について (付属資料) 広報すぎなみ平成28年12月11日号 資料6 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の運営スケジュール
		当日
会議次第	1 開会 2 議事 (報告事項) 平成28年度の取り組みについて 3 その他 今後の協議会の予定について 4 閉会	狭あい道路整備担当課長 進行: 会長 狭あい道路整備担当課長 狭あい道路整備担当課長 会長

第5回 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会

狭あい道路整備担当課長 それでは、定刻となりましたので、平成28年度第5回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の開催をお願いしたいと思います。

まず最初に本日の開催状況でございますが、〇〇委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、出席は6名ということになっております。本会につきましては有効に成立しています。

それでは、協議会の開会につきまして、会長よろしくお願ひいたします。

会 長 年度末のお忙しいところありがとうございます。

では、これから平成28年度第5回、年度の最後ということですね。杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会を開会いたします。

傍聴の方は、今日はいかがですか。

狭あい道路整備担当課長 本日、傍聴はございません。

会 長 そうですか。わかりました。

それからもう1つですけれども、議事録署名が順番で〇〇委員にお願いするということで、よろしくお願ひいたします。

では、議事に入ります。送っていただいた資料と同じものと思えばよろしいですね。その議事次第に基づいて進めますけれども、今日は議決事項はありません。次第の2の「報告事項」として、平成28年度の取り組みについて話していただきます。その後、そのご報告について意見交換をしたいと思います。

それから、3の「その他」は来年度の予定ですかね。それについてご説明いただいて、これもまた質疑をするということで、そんな進め方でよろしいでしょうか。おおむね全体1時間程度というふうに伺っておりますので、よろしくご協力ください。

では、事務局からさらに補足ございますか。

狭あい道路整備担当課長 報告事項、平成28年度の取り組みにつきましては、条例第15条に実施状況の公表ということで、区長は狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況を毎年度1回公表しなければならないと規定されております。この施策の実施状況に関しましては、条例第9条第2項第4号によりまして、狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況に関する事項は、協議会への諮問、答申事項に規定されてございます。については、公表する内容などにつきまして、来年度に改めて協議

会に諮問をさせていただきますけれども、本日はその前段としまして、平成 28 年度に行った取り組みについてご報告をさせていただきたいと考えてございます。

平成 28 年度につきましては、先ほど会長からのご挨拶にもありましたようにこの会が最後になりますので、どうぞよろしく願いいたします。

会 長 ということで、平成 28 年度の結果を次の協議会のときにこんな結果だったというようなことを我々が諮問されて、それを認めるというような条例上の構成になっていて、その対象内容が個々人の所有の権利に関わるものだけに非常に慎重にやっていくという、そういう受け止め方でよろしいでしょうか。

狭あい道路整備担当課長 はい。来年度以降につきましては、また改めて資料 6 のほうでご説明させていただきます。

会 長 ということでございます。

では、今日の配付資料を確認の上、議事の報告のほうをお願いいたします。

狭あい道路整備担当課長 それでは、まず資料の確認をさせていただきます。

お手元にお配りしておりますのが、まず次第。A 4、1 枚です。それから右肩に資料 1 とあるものと、資料 2 とあるもの。続いて、色刷りのもの、こちら、黄色っぽいものが 4 枚あると。続いて、資料 3。続いて、水色の紙に印刷されたものが 1 枚。続いて、資料 4。それから資料 5 「広報すぎなみ」の色刷りのものが 1 枚。それと資料 6。あわせて、前回、第 4 回の協議会の議事録につきましてお配りしているところでございます。不足はよろしいでしょうか。

それでは、資料の説明のほうに入らせていただきます。まず、資料 5 までこちらのほうでまとめて説明をさせていただきます。

それでは、資料 1 でございます。まず今年度、「平成 28 年度 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の開催状況」ということでございまして、本会の開催状況をまとめたものでございます。

第 1 回目が昨年(平成 28 年)の 8 月 3 日ということで、主な内容についてはそちら記載のとおりになってございます。2 回目が同年 9 月 2 日、3 回目が 9 月 26 日、4 回目が 11 月 7 日で、こちらで答申をまとめていただきまして、11 月 15 日に「重点整備路線の指定に関する事項について」答申をいただいたところでございます。その後、今回、第 5 回が本日、平成 29 年の 3 月 23 日に開催されるというような状況でございます。

続いて、資料 2 でございます。重点整備路線を 4 路線指定したところでござ

いますが、そちらの取り組みの報告でございます。

まず、「1. 答申後の取り組み」ということで、先ほどお話ししたように平成28年11月15日に答申をいただきまして、その後、区として同年11月21日に重点整備路線4路線を指定したところでございます。こちらについては告示をいたしまして、区のホームページでお知らせをしているところです。

その後、年明けの平成29年2月3日から7日にかけて、重点整備路線沿道の建物全戸に周知のチラシということで、カラー刷りのものが4種類ございます。各路線について地図等をつけてお知らせをしたところでございます。

特に重点整備路線の2番目の阿佐ヶ谷駅の南口の路線につきましては、土地所有者にチラシを郵送でお送りしているところでございます。

続いて「2. 重点整備路線の拡幅整備状況」ということで、数値につきましてはそちら記載のようになってございます。

数字の内容でございますが、まず「全体数」というのが重点整備路線に接している敷地の数。

続いて「拡幅整備済数」というのが、杉並区の狭あい道路拡幅整備事業によって、杉並区が拡幅整備を行った件数となっております。

「未整備数」は、その全体数から拡幅整備が済んでいるものの数を引いたものでございます。

「拡幅整備可能数」につきましては、その未整備数のうち、後退用地に塀等が突出しているが、建物本体については既に後退をしており、拡幅が可能と考えられる敷地数ということで、建て替えを伴わずにセットバックが可能な敷地の数とお考えいただければと思います。

そちら、「*」印にありますように、詳細な調査については、どうしても敷地に入って行かないとできないものですから、今後その詳細な調査によって、敷地の数は若干変更があるというところはご了承いただければと思います。

「3. 今後の取り組み」につきましては、拡幅整備が可能である敷地に対しまして戸別訪問を行ってまいります。その戸別訪問で、土地所有者などから承諾が得られたところから、順次拡幅整備を実施していくというような状況です。

続いて、資料3になります。支障物件の取り組みということで、今年、平成29年の1月1日から条例で支障物件の設置の禁止の規定が施行になりました。その前段といたしまして、昨年12月11日に区の広報、ホームページで、1月1日から支障物件は置けないということでお知らせをしたところでございます。

さらに、平成 29 年 1 月 5 日と 6 日に区役所の本庁舎の 2 階に区民ギャラリーというのがあるのですが、そちらでオープンハウスを開催しパネル展示や、来場者の方にご説明を差し上げました。条例施行以降については、支障物件の設置者に対し指導を行っているところでございます。

その指導状況でございますが、「2. 支障物件に対する件数」ということで、こちらについては平成 28 年の 7 月から平成 29 年 2 月末までの状況をお知らせしているものでございます。

まず「支障物件に関する相談受付件数」ということで、こちらについては電話等で区役所のほうに問い合わせがあった件数になってございます。そのうち「現場調査・確認件数」ということで、場所が特定できた 23 件について、「現場調査・確認」を行い、残り 6 件につきましては、いわゆる一般的なお話ですとか、場所の特定までは至らなかったというものになってございます。

その 23 件のうち、「支障物件として指導が必要となる件数」ということで、そちらが 16 件。そのうち「指導した件数」が 8 件、16 件のうち残り 8 件につきましては、相手方、支障物件の所有者と接触がとれずにいるというような状況でございます。

主な相談内容については、その欄の下にございます。自動販売機が置いてある。後退用地にコンクリートブロックが置いてある。大量の植木鉢が置いてある。駐車して困っているというようなことになっております。この中で特にコンクリートブロックにつきましては、指導により除却がされている状況になってございます。

続いて、重点整備路線内の支障物件の設置状況ということで、そちらについてはそちらの欄にあるとおりになってございます。

最後、「4. 今後の取り組み」といたしまして、重点整備路線の支障物件に対して戸別訪問による指導。それから、区役所建築課との合同パトロール。それから、関係機関ということで警察さん、消防さんとの合同パトロールというようなことを考えているところでございます。

添付資料につきまして、水色の紙に印刷されているものについては、実際に指導するときに相手方にお渡ししているものです。条例の内容と狭あい道路とはということで、事業の内容についてお知らせをしているものでございます。

続いて資料 4、拡幅整備の実績ということになってございます。

まず「1. 事前協議受付件数、拡幅整備件数、拡幅整備延長」ということで、

事前協議につきましては、建て替え等がある場合に、こちら狭あい道路の窓口に来ていただいて、中心線ですとか後退線、後退用地。それから、整備の内容について協議をしていただくと。その受付をした件数を示したものでございます。

拡幅整備件数については、実際区のほうで拡幅整備をした件数。

延長につきましても、区のほうで拡幅整備をした延長になってございます。平成 28 年度の数值につきましては、平成 29 年 2 月末時点の数字というところですので、ご了承いただければと思います。

続いて、「電柱等の移設の取り組み状況」ということでございまして、狭あい道路の拡幅整備に関する電柱等のセットバックということをお示ししてございます。

「依頼本数」というのは、区役所のほうから電柱の設置者、東京電力であったりNTTであったりということで、事業者のほうに移設の依頼をしている本数。「移設済本数」につきましては、その設置事業者によって移設された本数になってございます。「未了本数」については、まだ移設が済んでいないものというところでございます。こちらについては、平成 28 年度の数值は平成 29 年 12 月末時点の集計値となっております。

「＊」印にございますように、移設依頼をかけた年に必ず移設されるかというところでもありませんので、例えば、平成 26 年度に移設の依頼をかけたものが平成 28 年度に移設されるというような状況もございます。こちらの数值については、その状況によって変わっていくというようなところはご了承いただければと思います。

続いて、資料 5。周知・PR の状況でございます。

まず、条例施行が平成 28 年 7 月でございますので、その時点からこちらには記載をさせていただいております。特に表の中で、括弧書きで「【重】」、それから括弧書きで支障物件の「【支】」というものについては、それぞれ重点整備路線、支障物件についての周知・PR となっております。

幾つかピックアップしてご説明いたしますと、平成 28 年 7 月につきましては、条例施行。それを受けまして、「広報すぎなみ」平成 28 年 7 月 1 日号でお知らせをしているところでございます。また、区役所でオープンハウスということで、パネル展示と個別相談会を実施したところでございます。

同年 8 月につきましては、防災まちづくりイベントということで、木密地域

である阿佐谷を中心としたイベントを開催してございます。こちらについては杉並消防署さんのほうにもご協力いただいて、イベントを実施したところでございます。

続いて9月については、同じく防災まちづくり関連イベントということで、パネル展示ですとか講演会を行ったところでございます。

10月には、重点整備路線の指定の前の説明会を実施いたしました。阿佐谷南、阿佐谷北、久我山の3地区で行ったところです。

続いて11月。重点整備路線を4路線告示いたしました。その他に総合震災訓練ということで、杉並区の全区的な震災訓練になるのですが、パネル展示、それと個別相談を行ったところでございます。

12月につきましては、先ほどお話ししたように支障物件の設置の禁止が平成29年1月から始まりますので、平成28年12月11日号の広報でお知らせしたところです。

平成29年1月については、先ほどお話ししたように区役所でパネル展示と相談会を実施いたしました。

2月につきましては、こちらも先ほどお話ししましたが、重点整備路線沿道の建物に個別にポスティングをしたところでございます。

この3月につきましては、「3.11を忘れない」という震災に関する全区的なイベントを杉並区で行っておりますので、そちらのほうでパネルを展示いたしまして、区民の皆さんに周知をしたところでございます。

添付の資料としまして、「広報すぎなみ」平成28年12月11日号をおつけしております。その裏面ですね。こちら最終面になるのですが、そちらのほうで支障物件は置けませんということで、区民の皆さんにお知らせをしたところです。

資料の説明については以上になります。

会 長

ありがとうございました。

大変精力的に、活発に活動していただいている様子がわかりましたけれども、幾つか多分伺いたいことが、重要な事柄もあるかと思えます。どこからでもいいのですけれども、一応資料のほうでいうと、資料1はよろしいですね。議事結果ですから問題ないと思えますけれども、資料2で現状の整備状況の表などが出ておりますけれども、資料2に関連して何かご質問なり。

どうぞ、お願いします。

委員 資料2の2の拡幅整備状況①から④までありますけれども、①がどれで②がどれでというのをご指摘いただけますでしょうか。

狭あい道路整備担当課長 はい。重点整備路線の所在地というのが、地図の左側に書いてあるかと思えますけれども、阿佐谷南1丁目27番から1丁目43番。こちらが重点整備路線の①。

続いて、重点整備路線の②については、阿佐ヶ谷駅の南口の短い路線ですね。所在地については、阿佐谷南2丁目16番から17番。

重点整備路線の③につきましては、阿佐谷北になります。チラシは地図が裏面になってございますけれども、所在地については、阿佐谷北5丁目19番から41番となっております。

最後、重点整備路線の④については久我山の地区になりますが、久我山3丁目5番から20番と。地図については、同様に裏面に書いてございます。

会長 さらにどうぞ。ほかに。

委員 この整備状況を見ますと、やっぱり②、阿佐ヶ谷駅のところの部分が拡幅整備可能数「0」と書いてある。やっぱりここが一番厳しいところなのではないでしょうか。

狭あい道路整備担当課長 建物自体がセットバックをしていない、というところがございますので。

会長 そうすると、ここは後で出てくる支障物件に対する指導みたいなことが行われるだろうと、そんな予想でよろしいわけですかね。

狭あい道路整備担当課長 整備路線②につきましては、条例で規定する支障物件については、現地を確認したところ、例えば容易に移動できるというようなものであったりするという考えで、該当するものがないと判断をさせていただいているところでございます。

中には自動販売機等置かれているところもあるのですが、そちらにつきましても建物自体がセットバックしていないというような状況もございますので、そういったところについては支障物件ではなく、建物自体がセットバックしていないと判断しています。

会長 移動が容易というのは、看板出して夕方以降すごく通りにくくなるのだけでも……。

狭あい道路整備担当課長 手ですぐ動かせるようなものというような。

会長 それは条例上の支障物件には該当しないという。

副参事 「該当しない」と直ちに私どもが判断するものも、条例上は容易に移動で

きるものとありますけれども、それが移動できるかできないかという判断は、またこの協議会に諮らせていただくときもあると思います。実は建築確認も、私どもで調べると、この路線3件しか確認できませんでした。そういうことで、いつから建ったかわからないものというものがあります。明らかに建築違反物件がございまして、こちらのほうは建築課の監察で、重点整備路線になったということもありましたので、監察指導に入らせていただいております。

委 員

今のこの「0」というのが、④も「0」なのですね。支障物件「0」と。

これは、今の容易に移動できるかどうかというのは、自動販売機とかというのは容易に移動できるのかということ、普通はできない。今お話あったように、その辺の解釈をどうするかという問題があるというご説明なのですけれども、この辺は、この重点整備路線②と④のところで、そういうものはあるけれども、セットバックしていないところはカウントしないというのも、ちょっと条例の解釈としてどうなのかなというのは今、聞いていてあったのですけれども。どうですか。

副 参 事

②の路線のほうの自動販売機は、見ていきますと上に建物のひさしがあつたりするのですね。そうすると、建築物の中というのもございまして、そこをちょっと決めきれないところもありました。それは正直な話です。いつごろ建築されたかも正直言ってわからないものもあり、それもあわせて調べさせていただいているところでございます。

それから、前に委員もおっしゃっていたマクドナルドの前の黄色い看板。あれ実は、区で設置しているものです。

委 員

黄色い看板ではなくて、荷物の大きいやつ。

副 参 事

荷物。あれは今なくなっています。

委 員

なくなったのですね。あれは恐らくあの時点では支障物件だったのだと思うのですよね。

副 参 事

そうですね。現在、撤去されています。
黄色いバリケードみたいなのは区です。

副 参 事

あれは放置自転車対策行政として置いているものです。

委 員

はい、それは知っています。それはしようがないところですね。

あと資料2で、この重点整備路線②は「土地所有者に郵送」と書いてあるのですけれども、②だけ所有者が別のところにいるということなのですか。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。商業地というところもありますので、土地所有者と建物所有者

が必ずしも一致しないというような状況もありますので。

副参事

ほぼ借地・借家が多いということです。ですから土地所有者なり建物所有者に伝えないと、まずはいけないかなというところから始めています。

委員

わかりました。

あとこのチラシのところで、1番目と2番目は拡幅道路に協力してくださいというのが書いてなくて、3番目と4番目は協力してくださいと書いてあるのですけれども、これはどうしてですか。

①と②は協力しなくていいということですか。これはどういう意味なのかね。意味が。

狭あい道路整備担当課長

それぞれに意味があって外しているわけではないのですが、特に3枚目と4枚目につきましては地図が大きくて、地図を裏面に持って行った関係でスペースがありましたので、その部分を強調して入れたというような状況でございます。1枚目、2枚目について拡幅整備に協力しなくていいかということではなくて、スペースの関係で、3番目、4番目については記載を入れたということでございます。

委員

中身的には同じだということですね。

狭あい道路整備担当課長

基本的には同じです。

委員

わかりました。

会長

資料2、関連する3あたり、その他ありましたら。

委員

ではもう1つ。資料3のところの2の、先ほどの相談内容というか、そういういろいろな苦情も含めて来たということだと思っておりますけれども、これは場所的にはどうなのですか。このいわゆる後退用地に駐車して困っているとか、ブロックを置いてありますとかというので、ちゃんとやってくれというのは、場所はこの①、②、③、④のどこが多かったとか少なかったとかあるのでしょうか。

狭あい道路整備担当課長

特に重点整備路線上のものということでは挙げてございません。支障物件の設置の禁止については全区的に禁止をされておりますので、こちらについてはあちこちの場所ということになっております。

委員

①から④のところでは何かそういうことが特に、とかいうのは、特段ない？

狭あい道路整備担当課長

重点整備路線では、今のところ問い合わせはございません。

委員

わかりました。

会長

やっぱり電話での依頼が圧倒的に多いわけですか。

狭あい道路整備担当課長　そうですね。先ほどお話ししたように電話であったり、あとオープンハウスで来た方が「ここはどうなの」とか「こういう話があるんだけど」とお話しされる場合もあります。

委　　員　　ご自身が塀の築造の助成を受けたいから私のところは当たったのなら、とかという問い合わせは、逆にないですか。

狭あい道路整備担当課長　オープンハウスであったり、電話であったりで問い合わせがあります。そういったところについては、特に重点地区というような場所については、職員が出向いて、現地を見ながらできるかどうかというところでご相談をさせていただいているところです。

委　　員　　では、それでちょっと意識が「ああ、それなら」というふうに、意識づけにはなっているということはあるということですね。

狭あい道路整備担当課長　広報については今年度だけでも2回、それからホームページ等にも掲載されておりますし、各種イベントでもお知らせをしているところでございますので、関心は高くなっているというところです。

委　　員　　この相談内容というのは、みんな他人の土地に対しての相談、苦情みたいなものなのですね。そうではなくて、例えば、自分の土地でこういう助成が区から出ますよと書いてあるので、ではそういう手続はどうしたらいいのですかとか、あるいはどのくらい助成金が出るのですかとか、そういう相談はないのですか。自分の土地に関しての。

副 参 事　　「下がらなければいけないのかしら」というお電話とか、いただいております。

委　　員　　いや、積極的に下がるからお金出してくれないかとか、どのくらい出してくれるのでしょうかとか。

副 参 事　　それは塀とか、「下がりたいので」という相談はお受けしております。

委　　員　　そうですね。あるのですね。

会　　長　　資料4等についてもいかがでしょうか。

委　　員　　資料3で、4の今後の取り組みの「関係機関との合同パトロール」というのは、これは具体的にどういうことですか。

狭あい道路整備担当課長　まだ詳細についてはこれから、それこそ警察さん、消防さんと詰めていくような状況になるかと思うのですけれども、特に支障物件等が置かれている部分について、地区を定めて、その関係、所管されている消防さん、警察さんと一緒にパトロールができればというふうに考えています。

委員 パトロールとは、具体的にどういうふうにするのですか。

狭あい道路整備担当課長 例えば、こちらの区側の職員と警察さん、消防さんと一緒に現地を見て回って、支障物件等があるところについては、こういったものを置かないでくださいというような指導をするというようなイメージでは今、考えているところです。

委員 そうすると、人員を割けとことですか。うちのほうから。

副参事 そのお願いにも伺いたいと思っています。ご相談させていただくと思えますけれども、声かけとチラシ配布を考えておりますので、消防さんよりも警察さんが、車があるので、その辺のところを行きたいというのが、主なところがございますので、また相談させていただきますので、よろしくお願ひします。

会長 日常的に駐車されてしまっているという。

委員 これは支障物件のこの表の今のところの3のところ、①が2個あって③が6個あるというのは、これは何ですか。全部車ですか。

狭あい道路整備担当課長 例えば花壇ですとか、大型のプランター、あと駐車場というのもございますね。

委員 それは支障物件があるということだから、違反だから、どけてくださいというのは言っているわけですか。まだ言っていないのですか。

副参事 まだ直接は言っていないです。

委員 何で言わないのですか。

副参事 実は建築確認とか、その辺を全部調べていたところがございますので。

委員 準備を整えて。

副参事 その通りでございます。

委員 そうですか。

会長 その辺は実際に関係機関とよく相談していただいて、おしなべてPR的に一緒願うのか、特にここはやっぱり一緒に行って、いろいろ警察や消防から見た意見も建主さんに言ってもらう、何かそういういろいろなレベルがありますよね。

副参事 ケースバイケースで、当然私どもの区の建築課、それから土木の道路の監察というのもございますので、そういう意味で、そういうものとあわせてというのもございます。

会長 どうぞ、4や5にも触れていただいて。

資料4で、年度ごとに受付件数と整備件数がかなりの差があるのは、受け付

けた後、実際に確認まで至らずに翌年回しになってしまったり、取りやめたりという、建てないから整備に至らないというのと、あと、まだこの時期は自主整備が許されていたので、区整備に同意しないでご自分で整備されてそれなりに対応したというのと、両方あるということですか。

狭あい道路整備担当課長 自主整備については現在も残っているところがございますけれども、受付件数と整備件数で差が大きくあるのは、今、会長おっしゃられたように、確認はしたけれども建てるまでには至っていないというようなものですか、自主整備ということで、ご自分で整備されたものというようなものがございます。

会 長 予想というか条例の効果としては、従来の自主整備は今後随分減って、基本的には区の整備に同意いただくという、そういう流れでしたよね。

狭あい道路整備担当課長 事前協議の段階でなるべく自主整備をやめていただいて、区の整備のほうに誘導をかけているところがございますので、今後そちらについては、区整備のほうに誘導していきたいと考えているところです。

会 長 そうすると、この整備件数と別枠で自主整備のほうに流れてしまった件数も把握できれば書いておいていただいたほうが、平成 28 年度、平成 29 年度ぐらからは自主整備ががくんと 1 桁減っているとかいうことになれば、条例効果が明確にわかりますよね。その辺もちょっと工夫していただけるといいですね。

委 員 この資料 4 のところで、「電柱等移設の取り組み状況」とありますが、「等」というのは支障物件だけではないと思うのですが、「等」というのは何を指すのでしょうか。

狭あい道路整備担当課長 「電柱」というと厳密には、東京電力が所管しているものを「電柱」と言っています。あと、NTT が所管しているものは「NTT 柱」と呼んでおり、「電柱」と「電信電話柱」でございます。

ここではその 2 つをまとめて「電柱等」ということで、まとめさせていただいているところがございます。

会 長 ケーブルテレビは一般にどっちにつける。

副 参 事 ケーブルテレビは、どちらかの柱に共架されています。

会 長 それは向こうの話し合いで、使用料払って。

副 参 事 そうですね。いわゆる二次占用という形になっています。

会 長 ああ。東電と話しする場合もあれば、NTT とも。

副 参 事 ですからケーブルテレビだけではなくて、有線放送とか 6 社ぐらいはあると思いますけれども。

会 長 それらは自分で建ててということではなくて、こういうのを使うと。

副 参 事 一般的にはそうです。

委 員 街路灯とか、電柱以外の「電柱等」ではない、今の電信柱、電柱ではない街路灯みたいのがありますか。

副 参 事 街路灯は、基本的には区の街路灯です。

委 員 ですね。

副 参 事 道路附属物ということで、ご理解いただきたいと思います。

委 員 附属物ということで、だからそれは、支障物件の中に入れてないわけね。

副 参 事 現時点ではそのように考えています。当然建物を建て替えているときに区の街路灯があれば、区の街路灯は後退をします。私道においても街路灯は基本的には区で管理していますので。

会 長 その他いかがでしょうか。資料5は経過の区民に対する細目ですから、さほど問題ないかと思えますけれども、2、3、4あたりで。

これ、条例で「土地所有者」と書いたのですよね。借地権者で建物所有者というか、いわゆる権利でいうとBタイプというか、そういう場合は、この権利全体にどういうことになるのでしょうか。

狭あい道路整備担当課長 条例では「土地所有者等」ということで。

会 長 「等」の中に入れていて。

狭あい道路整備担当課長 「後退用地、隅切用地について、所有権、借地権その他、その土地を使用する権利を有する者」ということで、基本的には何らかの形でその土地を使っていれば、該当するような形になっています。

会 長 では、今後ポスティングしたり戸別訪問したりするときも、その辺勘案しながら、借地ならば借地権者であろうという想定のもとに行くということですね。

狭あい道路整備担当課長 今後特に支障物件については、最終的には代執行まで行く可能性があるものですので、そちらについては慎重に、その辺の所有者の見極め等はしていきながら、手続は進めていきたいというふうに考えております。

会 長 拡幅のときも、建主さんは拡幅したいのに地主さんが「何で俺の土地が道路になってしまうのだ」と言って、理解してくれなくて、もめたみたいなの、そんなお話を前にしていらっしやいましたよね。建てるときほどではないにせよ、支障物件も多少そういう両者の関係が出てくるかもしれないですね。

その他いかがでしょうか。始めるとなかなか大変な。

ほかの自治体からの何か取材というか、訪問なんかもありますか。

狭あい道路整備担当課長 これまで横浜市については議員の方から問い合わせがありまして、横浜市の議員立法で狭あい道路に関する条例を改正されたところです。ただ、施行についてはまだ、この秋ぐらいからということで聞いています。

それと、この間は愛知県の安城市からも職員がいらして、こちらの取り組みについてお話を聞いていかれました。

それとあと、上尾市ですとか、松山市からは議員さんがいらっしゃったりとかということで、幾つかの自治体から問い合わせは来ているところです。

会 長 横浜市は知り合いがいて、メールを送ってくれましたけれども、杉並みたいなどころまでは到底いかないが、多少とも改善したいというような、たしかそういう内容でしたよね。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。

副 参 事 距離的にも横浜市、大きいので。

会 長 10倍、15倍ぐらい量があるし。

副 参 事 狭あい道路の距離も長いので。重点的にやるところも、実際に私どもがやるような、普通にやっているようなことも絞らないと、とてもできない広さはあるという状況があると思います。

会 長 条例施行後の、この協議会ができて以降の経過のまとめということについては、とりあえずよろしゅうございますか。

これが今後、来年度どういう具合にというのが、次の報告ですか。それですので、また戻って中身について疑問点があればご議論いただきますけれども、3の「その他」に移ってよろしゅうございますか。

では、ご説明ください。

狭あい道路整備担当課長 それでは、資料6についてご説明をさせていただきます。こちらにつきましては来年度29年度、それから平成29年度以降の予定をご説明する資料となっております。

平成29年度につきましては、先ほどご説明いたしました条例に定める施策の実施状況について検討を進めることとなります。資料には根拠条例、条例第15条を記載してございますので、そちらをご覧くださいと思います。

まず、開催時期についてはあくまで予定でございますので、そのときの状況でまた変わっていくということはお了承いただければと思います。平成29年度の1回目は平成29年5月を予定してございまして、公表する内容、それから公表する方法などについて、協議会のほうに区から諮問をさせていただきたいと

考えているところです。区からは当然案をお示ししますので、それについてご意見をいただければと考えております。

続いて2回目については同年7月を予定してございます。区から提示いたしました案に対する議論を集約しました修正案を、またこちらでお示しいたしますので、それについて議論を行っていただいて、答申に向けた案づくりをしていただければというところです。

その後、9月には区議会がございまして、そちらで決算報告をしますので、前年度の取り組みについては区議会のほうに報告をするということになってございます。

続いて10月に施策の実施状況、実際の公表ということで、その区議会での質疑ですとか、公表後の区民の意見、その反応について、協議会のほうにご報告をさせていただきたいというところです。

続いて年を明けまして、平成30年の3月。こちらについては、また今回のように平成29年度のまとめということで、その取り組み状況についてご報告をさせていただきたいと思っております。

欄外に「*」でございませけれども、基本的なスケジュールはこちらを考えてございませが、その他に支障物件の設置の禁止に関することについて諮問する必要がある場合については、適宜こちらのほうからまたお知らせをして、開催のお願いをしたいと考えてございませ。

続いて「2. 平成29年度以降の予定」ということでございませ。こちらにつきましては、条例施行後3年を目途に講ずる「必要な措置」に向けての検討ということで、条例の附則につきましては資料のほうに書いてございませけれども、施行後3年を目途として必要な措置を講じるということになってございませ。改正条例による施策が丸々1年度にわたって実施される、それが平成29年度の実施状況の報告がされる平成30年度の秋からとなつてございませので、具体的な検討については、その平成30年度の秋以降始めていただければと考えてございませ。つまり条例施行後1年たつて、その実施状況がどうかというところがはっきりした時点から検討していただきたいというところではございませ。

そして、改正条例施行3年後の平成31年度には、協議会の検討を伺つた上で、検討の結果により進めていくというようなことで考えているところでございませ。

表の中身については、平成28年度、29年度、30年度ということで、それぞれ

れ年度を書いておりますけれども、今ご説明を差し上げたような状況になっているというところでございます。

資料の説明については以上になります。

会 長 ありがとうございます。ご質問等ございますか。

委 員 来年度の予定で、建築課との合同パトロールとか、ほかの行政機関との合同パトロールは、まだ具体的にはご検討になっていらっしゃらなくて、整理がついている状況ではないと思うのです。ちょっと気になっているのは、建築とのコラボレーションについて、庁内でどんなふうな合同の仕方みたいなのが議論されているか、聞かせていただけるといいかなと思うのです。特に重点路線の②番の問題は、それがかなりきつい話になりそうな気がするのです。

副 参 事 パトロール自体は今、まだやっていませんけれども、先ほど申し上げたように、違法建築というものについては監察指導にも入ってもらいましたので、これはあわせて建築の確認の状況等も含めて調査して、今日も建築課監察係長が出席しておりますが、十分連携してやっていきたいと考えております。

委 員 実は私、耐震改修の手伝いをやっているのですけれども、その中でやっぱり道路の問題というのは、要するに、周知が足らんというのかな。今までの行政の中で。建築基準法の義務規定は、建物を建てようとする人に義務が課されているので、なかなか行政側からどこまで入って行けるかというのは難しい問題ではあると思うのです。今ここで言っている狭あい道路にも当たらない、基準法上の道路に接していない無接道建築物というようなものも大分あるわけです。そういう道路は今、狭あい道路には当たらないわけですが、その辺の感じが、やっぱり建築行政とこの道路との関係というのが、何となくまだ肌合いがそろっていないような気がするのですよね。どんなふうにこれからすり合わせていかれるのかなというのは、大変関心のあるところなので、先の話としてちょっとお伺いしておきたいと思ったところです。

会 長 ありがとうございます。そうですね。

その他よろしいですか。特にございませんか。

あるいは今日全体、あるいは今後全体についても、何かご意見あれば承っておきますけれども、よろしゅうございましょうか。

それでは、また平成29年5月か6月あたりに次回協議会の日程調整をさせていただくということで、一応私のほうはこれで終わりとさせていただきます。

狭あい道路整備担当課長 ありがとうございます。

先ほどお話ししたように、来年度1回目の協議会につきましては、平成29年5月中旬ごろを予定してございます。日程調整につきましては、また改めて近いうちにこちらからご連絡を差し上げますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上になりますが、今年度につきましては今回が最後になりますので、最後に土木担当部長吉野のほうから一言、委員の皆様の方にお礼を申し上げます。

土木担当部長

土木担当部長吉野でございます。今年度は会長初め、委員の皆様には、お忙しい中貴重なお時間を割いていただきましてありがとうございました。区では災害に強い安全・安心まちづくりを進める中で、狭あい道路の拡幅整備を特に重点を入れて加速化していくということで、昨年条例も改正させていただきましたし、それに基づいて当協議会を設置させていただいて、委員の皆様には任を負っていただきまして本当にありがとうございました。

平成28年8月から5回にわたる協議会を短期間で、重点整備路線も現地を見ていただいて、選定もさせていただいて、実際に平成29年1月1日の条例本格施行に向けても十分、かなり駆け足の中で、そういった手続を全てやっていただいた上、これから本格的に、区として狭あい道路の拡幅を進めていく体制が整ってきたと思っています。本当に今年度はいろいろ委員の皆さん、本当にありがとうございました。

会 長

ありがとうございます。こちらこそ。それでは、これで閉会としてよろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

— 了 —